

令和 4 年度
事業計画書

社会福祉法人
春日市社会福祉協議会

令和4年度 事業計画

1. 基本方針

地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、地域社会からの支持・信頼を得られるように努めるとともに、事業の展開にあたっては、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者との参加と協働への徹底化に取り組んでいきます。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大は、私たちの日常生活を大きく変化させ、「普通であったこと」や「普段の暮らし」「社会や人とのつながり」といったものが、これまで試練にさらされていますが、「with コロナ」時代の地域福祉の実践作りについて、コロナ禍での「はなれていてもつながる」取り組みや、「新たな日常」を踏まえた上での、地域共生社会の実現を目指す総合的な支援策の展開に努めていきます。

また、各部門の取り組みにあたっては、繁用している生活福祉資金貸付では、流動的なコロナ感染症による社会苦境の影響を留意しながら、丁寧な対応と説明とともに適切な貸付申請手続

に努め、実施主体である福岡県社会福祉協議会と密接な連携を図り、制度を最大限活用が図られるよう取り組み、生活福祉資金の本来の目的である「資金の貸付との相談支援」を両輪で行うことにより安定的な生活を送れるよう低所得者等への支援を、本旨に沿った自立に向けての相談支援に取り組みます。

次に、介護事業生活支援部門では、各事業において実施主体として経営責任をもって事業を行い、その人らしい生き方・生活を尊重することを大切にして地域福祉活動推進部門や総合相談支援部門と連携・連動しながら、社協らしい事業運営に努めるとともに、感染症拡大状況を注視しながら運営活動に取り組み、施設及び備品等への衛生管理の徹底化を引き続き努めていきます。

地域福祉活動推進部門においては、この間、対面での接触の機会を減らすことが求められる中、地域福祉・ボランティア活動への制限が余儀なくされていますが、地域住民や多様な組織・関係者との連携・協働による地域生活課題の把握や解決に向けた地域づくりの取り組みに、引き続き計画的・総合的にできることか

ら推進していきます。さらにコロナ禍により顕在化した新たな地域生活課題に向けて、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターや、地域福祉エリア担当者（コミュニティソーシャルワーカー）による、日常的なアウトリーチを用いてのニーズ把握や、解決を試みることへの包括的な支援体制づくりを図って行くとともに、ボランティアセンターの機能を活用して総合的展開と、連携・協働による多種多様な活動ニーズに向けて支援、育成、調整役等、各担当との連携協働した中で、地域福祉推進の中核的な役割を果たしていきます。

総合相談・在宅支援部門では、地域住民の生活課題を受け止め、必要な支援につなぐとともに、総合相談支援を念頭に、地域での生活支援に向けた相談・支援活動、権利擁護支援、情報提供・連絡調整機能の整備充実に努めます。

また、昨年度から新規事業として取り組んでいる、「権利擁護総合相談運営事業（中核機関）」は、地域において尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、実情に応じ重層的なしくみとともに柔軟に取り組み、地域共生社会実現のための包括的な支援体制や、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみと合わせながら、地域福祉の推進など有機的な連携を図り総合的に取り組みます。

特に、生活困窮者自立支援事業は、相談件数の増加や特例貸付利用者に対する継続的な支援の必要性など、コロナ禍を契機とした支援ニーズの増大に対応できるように安定的な体制整備を

図るとともに新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、事務処理体制の強化などを図り、生活困窮者支援等のための地域づくりの推進について、地域福祉活動推進部門と連携・連動しながら取り組んでいきます。

最後に、配食サービス事業について、これまでも消費税増税時にも調理委託費や利用料の据え置き等の対応を行ってききましたが、昨今の食品原材料費高騰や人件費上昇等により、やむを得ず利用料改定をすることとなりました。これからも引き続き、食の確保を通じて健康保持、体調の悪化抑止は基より、支援の必要な住民への重要な見守りサービスとして、さらに意思疎通が難しいケース対応が増えてきているため、食事の有無内容とは別に親族、関係者との連絡機会が多くなってきており、支援ネットワーク機能としての役割についても、より高めて取り組んでいきます。

事業福祉課 事業総務担当

1. 法人運営事業 (計画P18)

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、各部門間の調整や横断的に増える事業等、全体的な管理や総合かつ計画的な事業執行を行うための組織管理（マネジメント）力の整備に努めます。

また、民間財源の確保の取り組みでは、一昨年度から続くコロナ禍による社会、経済情勢の低迷から活動にあたって引き続き大きな影響が及ぶものと考えられるため、今この時期だからこそ、地域のつながりづくりの重要性を広く住民に訴え、共感を得られる活動展開を行っていきます。

(1) 財務規律の強化と適正かつ公正な支出管理

- 社会福祉充実残額の明確化を図ります。
- 地域における公益的な取り組みを継続的に支援します。
- 限られた財源の有効活用に努めます。
(集中化・重点化・効率化)
- コスト意識の徹底と経費削減に努めます。

(2) 効率的かつ柔軟な事業運営と健全経営

- 住民から信頼される活動や事業の充実を通じ、安定した公費財源の確保に努めます。
- 介護事業をはじめ事業活動の質を高め、多くの方から求められるような事業運営に努め、事業収入等の拡充とともに

収支管理の徹底化に取り組みます。

- 事務の簡素化・ペーパーレス化・見える化を進めるため、担当者と協議を行いながら様式整備等をすすめます。

(3) 民間福祉事業活性化による財源確保の促進

- 赤い羽根共同募金運動の更なる推進を図るため、地域福祉活動の活性化とともに、共感を得られる活動展開に繋いでいきます。
- 福社会員制度の取り組みを通じて、住民相互の助け合いの意識を高め、更なる会員加入並びに福祉協賛店促進に取り組みます。
- 寄付金財源による福祉活動の周知を図り、寄付の増加に努めます。

(4) 組織・職員スキルの向上

- 適切な人員配置、評価、処遇、育成からなる人事管理育成制度の一体的な取り組みに努めます。
- 人事評価制度の検証を行い、実施内容の改善を図り効果的な制度運営に繋いでいきます。
- 適切な労務管理を実施し、すべての職員が働きやすい環境を整えていきます。
- 地域共生社会の推進に伴う新たな様々な取り組みと共に、コロナ禍を契機とした支援ニーズに対応できるよう、業務体制の強化整備を図っていきます。
- 持続的業務遂行に支障をきたさないよう計画的な職員採

用について取り組んでまいります。

(5) 関係機関との連携強化

- 行政関係機関や福祉関連団体との連携を深め、その他の団体や法人との関係づくりと連携を図り、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを進めます。
- 行政との良好で強固なパートナーシップ構築の基、継続的な「持続的な地域福祉の推進検討会議」を開催し、共通認識をもった中長期的な春日市の福祉施策に取り組めます。

(6) 感染拡大予防対策

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながら状況に即応していくとともに、ウイズコロナ禍の事業や業務への新たな対応に努めます。

2. 市民福祉の拠点としての福祉センターの充実 (計画 P22)

(1) 福祉活動の場として多くの市民が利用できる福祉センターづくり

- 感染予防対策を講じながら、市民福祉活動の拠点として継続的な利用促進に努めます。
- 福祉センターの修繕改修により維持管理に努めてきましたが、老朽化が進んできており行政と連携して今後の福祉センターの在り方について協議を行います。

3. 生活福祉資金貸付事業 (計画 P42)

生活福祉資金等に関する相談をきっかけに、複合的な課題を抱えた世帯に対し、生活困窮者支援担当や他部署・他機関との連携強化を図り、世帯の生活安定と自立に向けた支援を行ってまいります。

4. 子育て地域推進事業 (計画 P22)

(1) 子ども一時預かり事業「おおきくな〜れ！」

- 子育て家庭へ、親が子どもへ向かい合う心のゆとりを育む育児支援を目的に実施します。
- 毎月2回開催（第2、4金曜日）

5. 高齢者生きがいづくり事業 (計画 P38)

(1) はつらつ会（高齢者生きがい対応サービス）

- 65歳以上の閉じこもりがちの方を対象に、生きがいや仲間づくりと介護予防を目的に実施します。
- 週1回開催（木曜日）

6. 広報・啓発活動の充実 (計画 P18)

- (1) 本会事業や福祉の情報発信として広報紙発行を行い、各世代の住民の方へ、福祉に関心を寄せる広報紙づくりに努めます。
- (2) 広報委員会等で既存の方法だけでなく新たな対象、新たな方法での広報啓発活動について調査・研究をすすめます。

- (3) ホームページによる情報発信
- ・事業等他、各種情報発信を迅速に行い、絶えず新たな福祉情報を発信できるよう体制を整備します。
 - ・ホームページとリンクするSNSの活用方法等検討研究を行い情報発信力の向上に努めます。

7. 住民が活用できる福祉機器等の整備 (計画P18、P34)

- (1) 福祉団体や自治会等が地域福祉活動や研修等に利用できる社協バスの運行を行います。
- (2) 福祉機器（車いす、介護用ベット）や乳幼児用チャイルドシートを必要な方に一時的な貸出しを行います。また、福祉教育で必要な福祉機器等の貸出しもを行います。

事業福祉課 老人福祉センター担当

1. 老人福祉センター「ナギの木苑」運営 (計画P38)

公の施設を管理する指定管理者として、常に公正・公平で市民・利用者の立場にたった「利用しやすい」「利用したくなる」施設を目指すとともに、高齢者の憩いの場としてだけではなく、様々な事業を通じて高齢者が元気になる活動を推進します。

- (1) 高齢者の介護予防及び健康増進等を図る事業の推進と充実を図ります。

- (2) 利用者数の増加と利便性の向上への取り組みを行います。
- (3) 経費の節減・合理化に関する取り組みを進めます。
- (4) 日常から安全・安心に利用できる施設管理を徹底し、浴場水質基準や衛生管理に関する取り組みを行います。
- (5) 感染症に関する感染予防対策を徹底します。
- (6) 個人情報の保護に努め、情報を適切に管理します。

事業福祉課 ホームヘルパーステーション担当

1. ホームヘルプサービス

利用者が可能な限り、住み慣れた自宅において、自分らしく自立した日常生活が維持継続できるよう、介護・福祉の専門職として、質の高い自立支援を目指したサービスの提供に努めます。

- (1) 地域に密着した事業所力の発信

社協のヘルパー事業所として、利用者の身近な相談役となり、社協ならではのネットワーク力を活かし、地域共生社会の実現の役割を担えるよう努めます。さらに、在宅医療・介護多職種とのサービスや地域の関係機関と連携を取り合い、安心して信頼していただける事業所を目指します。

- (2) 個別的な介護サービスの提供

利用者の生活習慣や価値観を尊重しつつ、心身の状況・環境を十分に把握した上で、訪問介護計画書（訪問事業計画書）のも

とニーズにあったサービスを提供し、個別の目標達成の支援に努めます。

(3) 専門的なサービスの提供と人材育成

質の高い専門的サービスを提供していくため、外部研修・内部研修への参加を積極的に促し、ヘルパー個々の知識・技術等の資質向上を目指し、サービスに活かせるよう努めます。

(4) 収支管理と適正な事業所運営

制度や報酬改定にともなう、運営管理への意識徹底を高め、効率的で適正な事業所運営に取り組みます。

(5) メンタルヘルス（セルフケア）への配慮

活動中に生じた悩みを、ひとりで悩むことなく、職場内でお互いに相談し合える体制を作り、ストレスへの対処や解消方法、自己肯定感を高める研修などを実施するなどの環境整備に努めます。

(6) 感染予防対策の周知徹底

感染予防対策として、ヘルパーへの感染症に対する周知と体調管理、衛生管理を徹底するように努めます。毎日の検温、手洗い消毒、マスクの着用など常に感染予防に努め、研修などを通じて感染症に対する正しい理解と適切な対応方法を学ぶよう努めます。

福祉推進課 地域福祉・ボランティアセンター担当

1. 地域福祉活動推進支援事業

(計画P18、P22、P27、P32、P34、P38、P47、P49、P50)

地域の住民が主体となり、地域の実情に応じた福祉活動がコロナ禍においても「つながり」続けられるよう創意工夫を凝らし支援を行います。訪問活動やサロン活動等の様々な活動による地域住民のつながりづくりを進め、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進します。また、社会と共に変化する福祉課題や生活課題の把握を行いながら、住民とともに課題解決への糸口の発見や自覚・共感を生み、お互いに支え合う「地域力」の発展・強化に向けて取り組みます。

(1) 地域福祉エリア（中学校校区）ごとの各地区活動への支援

- ・地区の実情に応じた福祉活動支援、調整
- ・地域ニーズに即した地域支援の展開
- ・共感原理に基づく活動の推進
- ・関係機関と連携した支援体制

(2) 福祉情報の提供

- ・自治会役員研修会や福祉委員会、研修会での情報提供
- ・広報紙等での情報提供

(3) 相談支援力の向上

- ・「複合的課題」「世帯ごと」丸ごと受け止める対応力の構築・強化

- ・多職種との連携・協働
- ・総合的な相談力の向上
- ・アウトリーチ等による福祉課題や生活課題の把握

(4) 研修事業の充実

- ・地域福祉活動者向けの研修会の実施
- ・認知症サポーター養成講座・声かけ訓練の推進

(5) 活動助成金の交付

- ・地域福祉活動推進支援助成金の交付

(6) 自治会（公民館）の福祉活動への支援

- ・ふれあい・いきいきサロンへの支援
- ・コミュニティカフェへの支援
- ・子育てサロンへの支援
- ・その他の地域福祉活動への支援

2. 地域支え合い活動（安心生活創造事業）の推進

（計画P18、P22、P27、P32、P34、P42、P47、P49、）

地域での見守り活動を拡充し「支える人」「支えられる人」という関係を超えて、より多くの住民がつながり、お互いに支え合う生活支援や災害時支援の仕組みづくりを推進します。

(1) 地域支え合い活動における支援ネットワークづくりの推進

各自治会における要援護者等に対する近隣住民による日常の見守りと生活支援の仕組みづくりを推進し、社会的な孤立を防ぎます。また、活動の中からみられる生活課題の解決のため

に、住民が主体的に行動する意義の醸成に取り組んでいきます。

- ・地域の特性に応じた地域支え合い活動継続のための支援
- ・地域住民の生活課題の把握
- ・組長会等での幅広い世代への啓発活動
- ・地域の防災訓練や避難訓練との連携
- ・自治会、民生委員児童委員、行政、包括支援センター、関係機関との連携
- ・地域支援ネットワークづくり基盤整備事業助成金

(2) みまもりホットライン（協力企業等からの相談窓口電話設置）

新聞・郵便配達時や電気・水道・ガスの検針等の日常業務において、住民の異変を察知した場合の相談や通報等に対応するとともに、企業や関係機関との連携を図り、さらに重層的な見守りのネットワークを構築します。

3. 生活支援体制整備事業の推進

（計画P18、P22、P27、P32、P34、P42、P50）

地域包括ケアシステムを推進していくために、地域の人々の声が届く仕組みづくりを担う「生活支援コーディネーター」業務において、高齢者を対象に進めてきた地域包括ケアシステムを今後、すべての地域住民にまで対象を拡大するとともに内容の深化に努めます。また、住民と共に「地域の特性に応じた地域づくり」を進めていけるよう努め、さらに、他機関、他分野との連携・協働の視点を持ち、地域共生社会の実現に向け取り組みま

す。

(1) 協議体開催の取り組み

- ・課題別協議体実施の新たな取り組みの検討

(2) 地域資源情報の整理更新

- ・民間企業等の地域貢献活動の把握
- ・生活（住まい）の社会資源の把握

(3) 関係者（機関）との情報交換、情報共有等ネットワークの構築

- ・社会福祉法人情報交換会の検討
- ・商工会や企業との情報交換と連携について検討
- ・相談機関連携会議に参加

(4) 地域ニーズの把握

- ・地区座談会実施に向けての調査、検討
- ・地域に関わりながら、ニーズの把握を行う

4. 民生委員児童委員・主任児童委員との連携強化

（計画 P18、P22、P27、P34、P42、P47、P49）

地域の福祉活動を推進支援し要援護者への把握・訪問支援等、
本会との連携を更に強化し活動の推進に努めます。

- (1) 役員会並びに各地区定例会の参加
- (2) 個別支援への連携・相談支援

5. 行政等関係機関との連携強化（計画 P18、P42、P47、P49）

地域における福祉課題の解決に向けて、行政や地域包括支援

センター、サービス事業所、障がい関係機関、児童施設など
様々な分野の機関との連携を図ります。また、定期的に会議に
参加し、情報の共有や個別課題等の協議を行います。

6. 市民の福祉意識の啓発（計画 P18、P22、P27、P32、P34、P38）

福祉をより身近に感じてもらえるような情報提供や場の設定
とともに、幅広い層への発信向上に努めます。

- (1) 本会広報手段として紙媒体、ホームページ等をはじめ、あ
らゆる媒体ツールを用いての幅広い層への情報発信の検
討、工夫。
- (2) 住民が相互の多様性を理解し、地域で互助、共助、共生感
を持ってもらえるような場の設定

7. 在宅介護者支援事業（計画 P34、P38）

ダブルケアラーを含めた幅広い世代を対象にした、介護を考え
る介護者のつどい（交流会）を実施し、在宅介護について、とも
に学び・語り・共感することができる場づくりを行うなど在宅介
護者への支援に繋いでいきます。

8. 子育て地域推進事業（計画 P34）

(1) 「春っ子ひろば」

子育て中の方へ、地域における子育て支援の推進活動として、
子育てへの意欲向上と親の心のケアを図り、親と子どもの絆を

深めることを目的に実施します。

- ・年一回開催

9. 地域交流事業〔障がい者福祉啓発事業〕

(計画 P18、P22、P47、P50)

障がいのある方とない方が集える地域交流事業や啓発支援を行い、障がいへの理解を深め、共に地域で生活していく住民としてのつながりや仲間づくりへの支援を行います。

10. 福祉団体等との連携・支援体制 (計画 P18、P22、P47)

春日市で活動している当事者・支援者団体が連携・情報交換できる場として、福祉団体等連絡協議会定例会議を通して、活動の活性化を促します。

- (1) 福祉団体定例会(2ヶ月に1回)開催による情報共有
- (2) 福祉団体の実施事業への協力支援
- (3) 福祉団体への助成金交付

11. 災害時の福祉支援体制づくり (計画 P47)

災害時における体制整備を図っていくため「地域支え合い活動」などとの連携を活かすとともに、行政、関係機関、団体と協働した災害時の福祉支援体制づくりを進めます。

- (1) 災害時の福祉支援体制づくり
 - ・地域支え合い活動を活かした、災害時要援護者への支援体

制づくりの推進

- ・筑紫地区社協災害時相互支援協定の履行

(2) 災害時における体制整備

- ・災害ボランティアセンター設置訓練の開催
- ・総合防災訓練への参画
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書締結に向けた取り組み。

(3) 災害・緊急時支援物資の整備

- ・災害時や緊急時における支援物資(衣類、寝具類、食料品等)の整備

12. ボランティアセンター事業の充実

(計画 P18、P27、P38、P40、P50)

(1) ボランティア活動相談・調整の充実

多様なボランティアニーズに対応するため、市民をはじめ、企業・団体などへのボランティア活動の啓発・推進を通して人材を掘り起こし、適切なマッチングを行います。また、関係する組織・団体などと協力・連携し、ボランティア活動に踏み出せていない方の学びの場や活動の場を設け、ボランティア活動に結び付くような支援に努めます。

- ① 活動者と活動先との適切な調整
- ② 既存の活動団体の最新の情報把握と調整
- ③ 多様なニーズに対応するボランティア活動の調整

- ④ 災害支援等におけるボランティア活動情報の把握と調整
- ⑤ つながりやを絶やさない相談・調整活動の実施

(2) ボランティア活動の支援

ボランティアは誰もが気軽に行える活動ですが、何らかの理由による活動への気後れや、参加する「きっかけ」が見つからず、活動につながらないことがあります。そのため、多くの情報をあらゆる世代に届くように努め、参加や継続がしやすくなるような工夫と環境整備に取り組んでいきます。

- ① ボランティアグループやNPO・市民団体・企業・大学等の活動情報の把握、提供
- ② 他機関のボランティアセンターとの連携や協働の構築
- ③ 地域のボランティア活動状況の把握とつながりの構築
- ④ 福祉ボランティア連絡協議会活動支援と入会促進
- ⑤ ボランティア交流会の内容の充実

(3) ボランティアの育成促進

様々なボランティア活動が体験できる講座を実施します。体験を通して活動に必要な知識や技術を学び、継続して活動が行えるように支援します。

- ① 福祉ボランティア講座（点字）
- ② ボランティア入門講座（地区に分けて実施）
（内容：キャップハンディ・疑似体験・当事者交流等）
（活動体験：・一斉ボランティア ・いきいきフェスタ）

- ③ ガイドボランティアフォローアップ研修
- ④ 災害ボランティア講座
- ⑤ 企業等に対するボランティア活動等の啓発

(4) 広報・啓発の強化

ボランティア活動の活性化につながる、情報発信の強化に努めます。

- ① 広報紙「しあわせ」・ボランティア通信等の内容の充実
- ② ホームページ、SNS等を利用した情報発信

1 3. 福祉教育（学習）への支援（計画P18、P40、P50）

学齢期の児童・生徒に福祉についての学習の機会や教材を提供し、理解と関心を深めるとともに福祉意識の向上を図ります。

- (1) キャップハンディ等の体験学習の支援
- (2) 当事者及びボランティアグループとの交流学习支援
- (3) 福祉用具の貸出（DVD・疑似体験器具等）
- (4) 福祉教育読本の配布
- (5) 小・中学校の総合学習等における福祉教育の推進
- (6) 学生ボランティアの活動体験

1 4. 住民参加型在宅福祉サービスの充実

（計画P18、P27、P34、P40）

- (1) 移送サービスの充実
公共交通機関等では外出が困難な利用者（会員）に対し、住

民同士がお互い助け合う仕組みの一つとして構築し、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように努めます。

- ① 活動参加者（協力会員）増加への取り組み
- ② 安心安全な活動（運行）への取り組み

(2) おたすけサービスの充実

居宅での日常生活に支障があるが、既存の制度では対応できない方の問題を地域生活課題として受け止め、既存のサービスの隙間の支援をする住民相互の助け合い活動の仕組みを強化していきます。住民サポーターによる活動を通し、自立した生活が続けられるよう生活の支援に努めます。

- ① サポーター養成講座の開催
- ② 関係機関との連携強化
- ③ 生活支援サポーターのフォローアップ・交流会の実施

(3) 生活支援グループの活動支援・開発

地域にある生活課題の把握に努め、新たに必要となるサービスがあれば検討、開拓し、柔軟に対応していきます。

地域住民による生活課題の把握に基づいた、住民同士で助け合える生活支援組織の開発や、自治会などと協働し、研修会などの開催に努めます。

15. まごころ訪問事業の充実（市、受託事業）

（計画 P34、P38）

超高齢社会を迎え要支援者等が増加する中、住み慣れた地域

で自立した生活を営むことが出来るよう、同じ地域に住むボランティアがサポーターとして支援することで、可能な限り要介護になることを予防し、自立生活能力の維持又は改善につながる支援を行います。

- (1) まごころサポーターフォローアップ研修
- (2) まごころサポーター交流会の開催
- (3) 先進地への視察研修
- (4) 関係機関との連携強化

福祉推進課 総合相談・在宅支援担当

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、必要な支援につなぐとともに、「断らない」という総合相談支援を念頭に、サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援に努めます。

1. 福祉あんしんセンターの拡充（計画 P32、P36、P49）

高齢や障がいなどにより、判断能力が低下してきた方に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、権利擁護、意思決定支援の視点を持ち適切なサービス利用の促進等を図ります。さらに判断能力が低下した場合には、権利擁護総合相談との連携を密に努め、成年後見制度等適切な制度へ円滑に移行できるよう取り組みます。

- (1) 福祉あんしんサービスの充実

- ・専門職や関係機関との情報の共有と連携強化を図ります。
(行政、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、介護支援専門員、MSW等との連携、困難事例の協議)
- ・社協の各事業との連携強化を図り、総合的な生活支援サービスとして内容の充実化を進めます。
- ・事業を周知し、権利擁護の必要性を伝えることで、適切なサービス利用を促進します。
- ・各種研修に積極的に参加し、得た学びを支援に活かします。
- ・成年後見制度への移行や成年後見人への円滑な引継ぎを行います。

(2) 法人成年後見事業の更なる充実

- ・法人後見受任者に対し、あんしんサービスからの継続した支援を活かし、その人らしい生活が送れるように努めます。

(3) 運営審議会の充実

- ・事業運営の適正化や困難ケース等の審議の場として、機能充実を図ります。

2. 権利擁護総合相談事業

(計画 P32、 P36、 P49、 P91、 P92、 P93、 P94)

成年後見制度の利用が必要な方を早期発見し、福祉・介護・医療の専門家や法律の専門家と連携しながら、住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう支援します。

(1) 地域連携ネットワークの構築

- ・春日市権利擁護地域連携ネットワーク協議会の運営。
- ・後見等開始申立て支援及び受託調整支援を行います。

(2) 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の広報・啓発に努めます。
- ・成年後見制度の相談受付と対応を行います。
- ・成年後見制度利用促進のための情報収集及び権利擁護に関する社会資源の情報収集に取り組みます。

3. 相談事業機能の充実 (計画 P32、 P49)

多種多様な生活課題を抱える人たちの、問題解決への糸口になれるよう各相談事業の向上に努めます。

(1) 心配ごと相談

- ・身近な相談窓口として、気軽に心配ごとを相談できる環境整備
- ・専門的な相談体制の充実(司法書士・行政書士)
- ・幅広い年代や時代の流れに沿った多様な相談内容に対応できるように相談連絡協議会での情報提供と相談活動の学習を実施。

(2) 悩みごと相談

- ・悩みごと相談の事業周知の強化
- ・相談員(産業カウンセラー)との情報交換

4. 生活困窮者自立支援事業 (計画 P32、P42)

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減収した市民が多数となり、相談が急増しました。令和3年度に入り、収入が回復し、落ち着きを取り戻した市民がいる一方、未だに減収が続き、生活が安定しない市民も多数います。令和4年度以降、生活困窮者自立支援金の受給が終了する相談者に対してフォローアップを実施し、生活安定に向けた相談支援に力を入れていきます。コロナ関連以外の相談についても、傾聴に努め、断らない相談対応を心がけていきます。

(1) 相談者への対応能力強化

- 相談者や家族にとって、相談の電話をかけることや窓口に来所することが過度な負担とならないよう、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 相談者の主訴以外の世帯課題にも目を向けて対応するように心がけ、世帯全体の課題解決を目指し、世帯全体の自立支援に努めます。
- 市役所の各部署・社協内の各事業・民生委員児童委員や地域住民等と連携し支援体制の構築に努めます。
- 家計改善支援・就労支援に力を入れ、相談者の長期的な生活安定を目指します。

(2) 相談員の資質向上

- 研修に積極的に参加し、相談員の資質向上を図ります。
- 相談員全員で同等の相談対応が出来るように、各制度の理

解と能力向上に努めます。

5. 福祉資金貸付事業 (計画 P34、P42)

行政担当所管や生活困窮自立支援事業との連携を深め、生活保護決定までのつなぎ資金や緊急支援資金を貸し付け、生活再建への支援に取り組みます。

6. 配食サービス事業(市、受託事業)

(1) 的確な安否確認

- 的確な利用者情報の基、配達時から得られる生活習慣や健康状態等を把握し、必要に応じ行政、地域包括支援センターをはじめ関係者等との連携連絡を密に行い、重要な福祉の見守りサービスとして、安否確認の徹底を図ります。

(2) 関係機関との連携強化

- 利用者や家族並びに社協の他部署や関係機関等との連携や情報交換を密に行い、緊急時等の迅速・適切な対応に努めるとともに、支援ネットワーク機能としての役割を果たしていきます。

- ① 社協の他部署との個別ケースの情報共有
- ② 関係機関とのケース会議(必要時)

(3) 安心安全な食事の提供

- 調理委託業者との情報交換及び共有事項等に関する協議を行うことにより、利用者のニーズに添うとともに、定期

的に調理現場の視察を行い衛生管理の徹底化など安心安全な食の提供に努めます。

- 利用者の身体状況や介護予防の観点から、個別に利用者への聞き取り調査を行い、メニューの検討・研究の改善に努めます。
- 配達業務時の異変等に対する的確な判断のもと、緊急時に対応するための救命救急講習の受講、認知症等の学習や理解、また、安全運転や交通規制等の講習を行い、職員資質の向上と安心できる食事の提供体制づくりに努めます。
- 感染症対策の徹底化を図り、状況に応じた配達対応に努めます。

(4) 地域づくりへの取組み

- 配達職員や配食担当者による、利用者や家族、関係機関との信頼関係のもと、利用者が抱える生活課題の把握ができるよう努めます。また、個の課題から地域の課題へと繋げることで地域担当との連携を図り、孤立防止や地域づくりへの展開につながるよう取り組みます。
- ① 利用者状況の的確な把握を行うための、情報の更新作業に取り組みます。
 - ② 事業を通して、必要とされる地域の見守り支援等との連携を図ります。